

青森県報

第三千八百八十二号

平成二十六年
八月十五日
(金曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一
 証紙売りさばき人の指定……………(同) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
 右 同……………(同) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(三八地域
 県民局) ……三
 右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第六百十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
三沢市港町一丁目一六 協栄漁業生産組合	三沢区域 三沢市漁業協 同組合の地区	小型定置漁業と 内水面以外の水 面において網漁 具を水深二十七 メートル以上の 水中に設置して 主としてさけ又 はますをとる漁 業(以下「さけ ・ます定置漁業 」という。)を併 せ営む漁業
三沢市港町一丁目一五の二 北栄漁業生産組合	三沢区域 三沢市漁業協 同組合の地区	小型定置漁業と 内水面以外の水 面において網漁 具を水深二十七 メートル以上の 水中に設置して 主としてさけ又 はますをとる漁 業(以下「さけ ・ます定置漁業 」という。)を併 せ営む漁業

青森県告示第六百二十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

株式会社みちのく銀行八戸営業 部八戸ニュータウン出張所	八戸市北白山台五丁目	を
株式会社みちのく銀行根城支店 八戸ニュータウン出張所	八戸市北白山台五丁目	に改める。

青森県告示第六百二十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市小中野一丁目の一〇
宮澤 ウメ
- 二 指定年月日
平成二十六年八月六日
- 三 売りさばき場所
八戸市小中野一丁目の一〇

公 告

大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂十和田元町店
十和田市元町西五丁目九七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役社長 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一 代表取締役社長 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇
変 更 後	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名		年月日 変更

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役社長 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一 代表取締役社長 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇
--	--	---------------

- 四 届出年月日
平成二十六年七月二十八日
- 五 届出書の縦覧
場 所
青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

- 1 期 間
平成二十六年八月十五日から同年十二月十五日まで
- 2 時 間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 3 場 所
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十六年十二月十五日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
（三）意見及びその理由
- 4 言 語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂十和田元町店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
十和田市元町西五丁目九七の一外
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一
代表取締役社長 西郷辰弘
- 三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前六時十分 閉店時刻 午後九時五十分	平成二六・七・元
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで	午前六時から午後十時まで	

四 届出年月日

平成二十六年七月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十六年八月十五日から同年十二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十二月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 開発電業株式会社

二 代表者の氏名 小野寺 洋

三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎五丁目二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第三一六六号

五 取消年月日 平成二十六年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年六月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社テクノワーク
- 二 代表者の氏名 荒谷 繁樹
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字長者森二の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四七六二号
- 五 取消年月日 平成二十六年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭